

# 生活援助サービスに係る同居等の考え方について（改訂版）

## 1 原則

### 【介護保険法施行規則第5条】

法第8条第2項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要介護者（同項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であって、居宅要介護者の日常生活上必要なものとする。第17条の5において同じ。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

### 【介護保険法施行規則第22条の3】

法第8条の2第2項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要支援者（同項に規定する居宅要支援者をいう。以下同じ。）が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であって、居宅要支援者の日常生活上必要なものとする。第22条の19において同じ。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要支援者に必要な日常生活上の支援とする。

## 2 定義

### （1）同居の判断

- ①同一家屋であること。
- ②玄関、居室、台所、浴室等が独立でないこと。
- ③玄関、居室、台所、浴室等が独立していても室内階段、室内扉でつながっていること。
- ④同一敷地内に家族等が居住しており、家事の日常生活上の世話を行っていること。

### （2）同居している家族等の障害、疾病等とは…。

- ・障害…同居の家族等が障害（身体、知的、精神）を有しており、利用者に対する家事、日常生活上の世話を行うことが困難であること。
- ・疾病等
  - ① 疾病…同居の家族が疾病のため、家事、日常生活上の世話を行うことが困難であること。

② 等……ア) 家族が就労等で、長時間にわたり日中不在になり、利用者のための必要な家事、日常生活上の世話をを行うことが困難であること。

イ) 同居の家族の介護拒否、介護放棄が認められる場合であって、援助又は支援が期待できず、家事、日常生活上の世話をを行うことが困難であること。

ウ) その他の事情により、家事、日常生活上の世話をを行うことが困難であること。

例えば、

- ・家族が高齢で筋力が低下していて、行うのが難しい家事等がある場合。
- ・家族が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きるおそれがある場合。
- ・家族が仕事で不在の時に、家事等を行わなくては日常生活に支障がある場合。

などがあります。

以上の状況にある場合であって、居宅サービス計画、介護予防サービス計画、訪問介護（介護予防）計画に位置づけられ、サービス担当者会議でなぜ同居の家族等が行うことが困難なのか、生活援助の内容、時間、回数が適切か、日常生活全般の解決すべき課題かどうか、代替え策があるか否かを明確にし、生活援助サービスが必要であると判断した場合には、提供できるものとし、例えば家族等の就労により必要な場合には、就労の状況や休日の状況などを明確にし、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に記録しておく必要があります。

### 3 同居の家族等がいる場合の生活援助サービス

- ① 利用者以外の方に対する洗濯、調理、買い物、布団干しは提供できない。
- ② 利用者が主に使用している部屋以外の掃除は、提供できない。
- ③ 同居の家族等が要支援認定又は要介護認定を受けている場合は、利用者と同居の家族等それぞれに対して介護予防支援又は居宅介護支援が行われるため、①及び②のサービスはそれぞれの介護予防支援又は居宅介護支援で生活援助サービスとして算定する。

#### 4 生活援助サービスの判断について

生活援助サービスを算定するにあたっては、次の項目に留意して生活援助サービスが妥当か否かを判断してください。

##### 1 本人ができるか、できないか？

本人ができることは、訪問介護・介護予防訪問介護の算定をすることはできない。本人ができない場合は、できない理由を十分に検討する。

##### 2 必要なサービスかどうか？

本人が日常生活を営む上で必要なサービスか？ 回数、時間は適切か？

##### 3 同居の家族等ができるか、できないか？

同居の家族等ができる場合は、訪問介護・介護予防訪問介護を算定することはできない。本人ができない場合は、同居の家族等の状況を判断する。2（1）（2）に該当するかどうかで判断する。

##### 4 ホームヘルパーですか？ ホームキーパーですか？

生活援助サービスは、介護保険法施行規則の規定のとおり、単身の世帯に属するため又は同居の家族等の障害、疾病等のため、自ら行うことが困難な家事で日常生活上必要なものになる。

生活援助サービスを算定するには、十分なアセスメント、サービス担当者会議等を通じた十分な必要性に関する検討をした上で、生活援助を算定する。